

令和3年9月30日

指定旧供給地点小売供給の廃止の許可について

関東経済産業局長から、大多喜ガス株式会社（法人番号 3040001059104）による指定旧供給地点小売供給の廃止の許可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、許可をすべきと考えられるため、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20210927 関東第5号
令和3年9月30日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給の廃止の許可について（回答）

令和3年9月16日付け 20210910 関東第27号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給の廃止の許可の申請について、許可することに異存はありません。